



### 国有林の管理

みなさん、北海道にどれくらい面積の国有林があるのかご存知でしょうか。北海道の約36%、304

万haの森林が国有林として、国土の保全や水源のかん養、野生動物の生息環境やレクリエーションの場の提供、木材の生産など多様な機能を発揮しています。

そして、この国有林には約50万点の境界点が設置され、その総延長は約24,000km（日本を二周できるほどの距離）に及びます。北海道森林管理局では、この広大な国有林の境界の適切な保全管理に努め、日々の業務を行っています。今日はその一端をご紹介します。と思います。

（国有林の面積304万ヘクタールに、北方領土は含まれません）

境界は所有する土地の境目として、隣接者双方の合意のもとに決定した位置に境界標識を設置し、これにより土地の所有を明らかにしています。

国有林では、設置した標識を測量器械により測量し、距離や角度、高さ、座標値、面積などを確定させ、これをもとに地図を作成し、国有林境界成果として管理しています。

また、土地の売り買いや取得により国有林の形状を変更する場合には、その都度新たに境界標識を設置し、



（写真①）  
コンクリート製標識

測量をして境界成果の更新を行っています。

境界標識には、通称、山標と呼ばれる「山」の赤文字で刻印されたコンクリート製の標識（写真①参照）が主に使われています。このほかにも現地の状況に応じて石標や合成樹脂標、金属標などが設置されています。

### 国有林境界の歴史

北海道の国有林境界の歴史は、明治時代までさかのぼり、北海道庁が管理する北海道国有林や宮内省が所管する御料林などがそれぞれ踏査測量を積み上げ、昭和2年の林政統一により国有林として統一され、現在の国有林境界の基礎が出来上がりました。

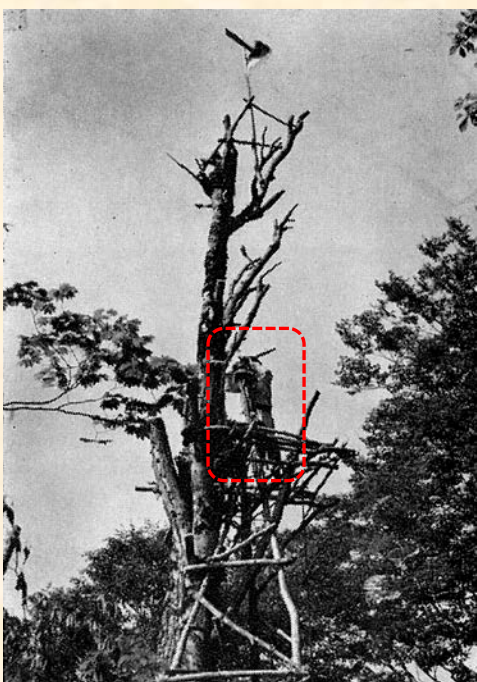
国有林境界はトラス測量（既知点から折線状に測点を測り、各測点間の距離と角度を測定する方法）により境界標を1点ずつ実測し、その成果を作成しています。

現在は光波を用いた測量器械により距離を測定する

ことが出来ませんが、器械が発達していない当時は竹尺やスチールテープにより数メートル〜百メートル以上の距離を測っていました。

また、山林という環境下での測量はその特殊性から非常に多くの苦勞がありました。道路が整備されていないことも多く、測量器械やコンクリート製標識などを背負い、道なき道を歩いて運搬し（写真②参照）、

深く険しい谷があるときにはロープを使って資材を対岸に渡していました。また、樹木に遮られ次の境界点の見通しが利かない場所では、樹の上に観測台を設置（写真③参照）してその上から



（写真③）  
樹上観測の様子（昭和初期～中期）  
中央の囲みが測量手



（写真②）  
資材運搬の様子（昭和初期～中期）

観測を行うこともあり、状況によってはそのまま山の中にテントを張って寝泊まりする：そういった先人の苦勞のもとで現在の国有林境界成果は築かれていきました。

写真②③ 出典  
『林野庁監修 図説国有林の境界』地球出版

## 境界の保全管理に

### 向けた取り組み

土地の管理を行う上で境界の保全管理はとても重要なことです。そのために北海道森林管理局では昭和初期から積み上げてきた境界測量の成果や台帳を分類、整理するとともに、土地の売払いや取得に伴う変更があつた場合にはその履歴も含め、測量成果に反映させ、土地の所在が明らかになるようにしています。

現地においては**森林事務所森林官が中心となつて行っている境界巡検**(特に重要な境界点を対象として、毎年現地で境界の状況確認を行う作業 写真④参照)



(写真④) 境界巡検の様子  
境界標識周囲の雑草を刈払い、頭部に赤スプレーを塗布している  
中央下の囲みが境界標

や境界巡視(遠望からの目視や踏査により境界線の侵害がないかを確認する作業)により境界の状況を毎年確認し、土地の侵害が発生しないように努めています。



(写真⑤)  
不明となつた境界標識を測量成果に基づき探索する様子

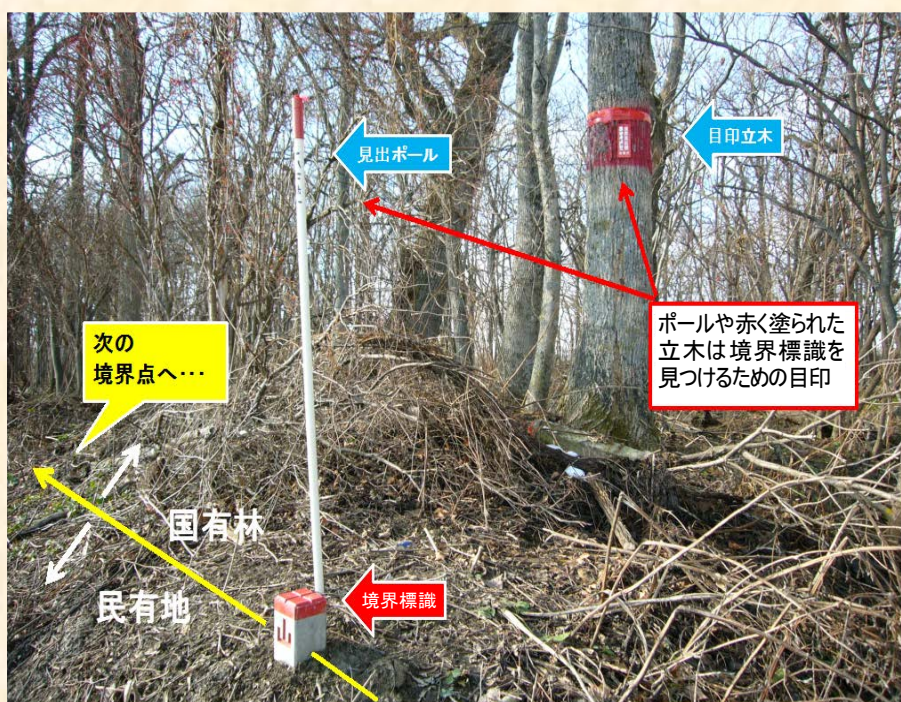
その結果、境界標識の亡失や破損、移動などが確認された場合には標識の復元を行い、不明・異状標識の解消を行っています(写真⑤参照)。

この他にも、国の機関や自治体などにおいて、国有林の隣接地もしくは国有林に影響する場所で事業が計画される場合には、境界や測量成果の取扱いについて協議を行い、適切な事業実施のための指導を行っています。

## みなさんへのお願ひ

国有林の境界には前述のとおり山標と呼ばれる境界標識が設置されています。そして、その付近には赤く塗られた樹木や見出し用のポールが設置されています(写真⑥参照)。この樹木やポールはあくまでも境界

標識の位置を表す目印として設置されているものであり、土地の所在は境界標識によって示されています。国有林の境界付近で工事や農作業などされる場合は、特に境界を意識して作業するようにお願いします。境界標識を破損もしくは移動させてしまった場合は



(写真⑥) 境界標設置箇所の例

境界が不明確となりお互いに支障となるだけでなく、その再設置には多額の費用と労力が必要となります(写真⑦参照)。場合によっては原因者の方にご負担をしていただくこともありますので、事前に地域の森林管理署にご相談するなど、境界の保全にご協力をお願いします。



(写真⑦)  
境界標識を再設置している様子

国民の皆さまの財産である国有林の管理に携わる者として、また、これまでの関係者の皆さまの努力によって築かれた測量成果を預かる者として大きな責任を感じつつ日々業務に取り組んでいます。

一朝一夕ではいかないことも多々ありますが、今後も適切な境界の保全管理に向け、励んでいきたいと思

(保全課)